

社会福祉法人日乃本会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 日乃本会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

2 役員等が出張する場合は、一般職員に適用する旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

役員等名簿

評議員	池田 文治	大東市在住
評議員	上野 貢	大東市在住
評議員	北口 君代	大東市在住
評議員	山口 和乃	大東市在住
理事	岡本 喜代志	大東市在住
理事	杉本 三和恵	大東市在住
理事	長崎 弘芳	大東市在住
理事	中西 節子	大東市在住
理事	橋本 正幸	大東市在住
理事	山本 國彦	大東市在住
監事	増田 博信	大東市在住
監事	山本 繁子	大東市在住